

## Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2026 年 1 月 22 日号

### 令和8年度税制改正大綱 の詳解



#### <Index>

<Index>			
<u>個人所得課税</u>	1	物価上昇局面における対応及び成長投資拡大に向けた環境整備	P. 2
	2	資産形成の促進に向けた取組みの拡充と金融を通じた経済成長	P. 4
	3	公平な納税のための環境整備	P. 5
	4	防衛力強化に係る財源確保のための税制上の対応	P. 5
	5	同族会社以外の法人（特定法人）が発行した社債の利子等への課税区分の見直し	P. 6
<u>資産課税</u>	1	貸付用不動産等の評価方法の見直し	P. 7
	2	教育資金の一括贈与非課税措置の見直し	P. 7
	3	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限の見直し	P. 8
	4	個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における個人事業承継計画の提出期限の見直し	P. 8
<u>その他今後の検討課題</u>	1	第 1 の柱の「市場国への新たな課税権の配分等」（利益 A）及び「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化」（利益 B）	P. 8

### はじめに

2025(R7)年 12 月 19 日、与党より令和 8 年度税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12 月 26 日に閣議決定された。

本ニュースレター「令和 8 年度税制改正の詳解」では、大綱の項目のうち、法人に関する分野（個人所得課税・資産課税）を中心に、図解等を用いて詳しく解説する。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、2026(R8)年 3 月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

## 個人所得課税

### 1. 物価上昇局面における対応及び成長投資拡大に向けた環境整備

#### (1) 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

##### 1) 基礎控除

物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少するという課題への対応として、基礎控除の本則部分は、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じることで調整される。また、特例部分についても次の見直しが行われる。

合計所得金額	控除額					
	本則部分		特例部分		合計	
	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)
132万円以下	58万円	62万円	37万円	42万円	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	58万円	62万円	30万円	42万円	88万円	104万円
336万円超 489万円以下	58万円	62万円	10万円	42万円	68万円	104万円
489万円超 655万円以下	58万円	62万円	5万円	5万円	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円	0円	0円	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円	0円	0円	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円	0円	0円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	0円	0円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円

(注) 1 この改正は、2026(R8)年分以後の所得税に適用され、給与等及び公的年金等の源泉徴収については2027(R9)年1月1日以後支払分から適用される。

2 2028(R10)年分以後の特例部分は、合計所得金額が132万円以下の場合に37万円とされ、132万円を超える場合は0円とされる。

##### 2) 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件

基礎控除の本則部分の引上げに併せて、扶養親族の合計所得金額の要件等が引き上げられる。

	現行	改正案
扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件	58万円以下	62万円以下
ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件	58万円以下	62万円以下
勤労学生の合計所得金額の要件	85万円以下	89万円以下

(注) これらの改正は、2026(R8)年以後の所得税に適用される。

### 3) 給与所得控除の最低保障額

基礎控除の本則部分と同様の措置が講じられるとともに、2026(R8)年及び2027(R9)年の最低保障額を引き上げる特例が創設される。

	控除額					
	本則部分		特例部分		合計	
	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)
給与所得控除の最低保障額	65万円	69万円	0円	5万円	65万円	74万円

- (注) 1 この改正は、2026(R8)年分以後の所得税に適用され、源泉徴収については2027(R9)年1月1日以後支払分から適用される。  
2 特例部分は、年末調整で適用される。

### 4) ひとり親控除の拡充

ひとり親の子育てに係る負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の控除額が引き上げられる。

	現行	改正案
ひとり親控除の控除額	35万円	38万円

- (注) この改正は、2027(R9)年分以後の所得税に適用される。

### 5) 個人住民税の改正

所得税における1)～4)の見直しに伴い、個人住民税についても所要の措置が講じられる。

#### (2) その他（非課税限度額の見直し）

##### 1) 通勤のため自動車等を使用する者が受ける通勤手当

- 通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が引き上げられる。

現行		改正案	
通勤距離	非課税限度額	通勤距離	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上65km未満	38,700円
		片道65km以上75km未満	45,700円
		片道75km以上85km未満	52,700円
		片道85km以上95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

- 一定の要件を満たす駐車場等を利用してその料金を負担する者の1月当たりの非課税限度額が、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を加算した金額とされる。

##### 2) 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益等

- 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益及び使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭の非課税限度額が引き上げられる。

	非課税限度額	
	現行	改正案
使用者からの食事の支給により受けける経済的利益	3,500円／月	7,500円／月
使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭	300円／回	650円／回

### (3) 住宅・土地税制（住宅ローン控除の拡充）

- 適用期限が 2030(R12)年 12 月 31 日まで 5 年延長される。
- 既存住宅のうち省エネ性能の高い、①認定住宅、②ZEH 水準省エネ住宅及び③省エネ基準適合住宅（以下「認定住宅等」）のうち省エネ基準適合住宅を除く認定住宅等に係る借入限度額が現行の 3,000 万円から 3,500 万円に引き上げられるとともに、子育て世帯等（以下「特例対象個人」）への上乗せ措置の対象が認定住宅等の既存住宅にも拡充される。
- 認定住宅等の既存住宅の控除期間が現行の 10 年間から 13 年間に拡充される。
- 床面積要件について、40 m<sup>2</sup>に緩和されている特例の適用範囲が既存住宅にも拡充される（ただし、合計所得金額が 1,000 万円を超える年は適用されない）。特例対象個人で、本特例を利用しない場合には、借入限度額の上乗せ措置を利用できることとされる。

## 2. 資産形成の促進に向けた取組みの拡充と金融を通じた経済成長

### (1) NISA の拡充

- 次世代の資産形成を支援する観点から、つみたて投資枠の対象年齢が 0 歳まで拡充される（以前のジュニア NISA は、2023 年末で廃止され、現行は 18 歳以上（1 月 1 日現在）が口座開設可能）。
- 口座保有者である子が 0~17 歳の間、年間投資枠は 60 万円、非課税保有限度額は 600 万円とされ、子の年齢が 12 歳以降、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しが可能とされる。
- 国内市場を対象とした一定の株式指数及び一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託商品が、つみたて投資枠の対象となる指数に追加される。また、幅広い世代の資産運用ニーズに応える観点から、債券が運用資産の 50% を超える投資信託が対象に加えられる。

### (2) 暗号資産の分離課税化等

- 金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等（特定暗号資産）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等は他の所得と分離して 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の税率で課税される。
- 特定暗号資産の譲渡損失について、3 年間の繰越控除制度が創設される。
- これらの改正は、金融商品取引法の改正法が施行された年の翌年 1 月 1 日以後の特定暗号資産の譲渡等に適用される。
- 総合課税の譲渡所得の基となる暗号資産について、以下の措置が講じられる。この改正は、金融商品取引法の改正法が施行された年の翌年分以後の所得税に適用される。
  - ▶ 5 年超保有資産に係る譲渡所得の金額の計算上 2 分の 1 とする措置は適用されない。
  - ▶ 譲渡損失について、他の総合課税の対象となる所得との損益通算は適用されない。
- 譲渡益について、譲渡所得の特別控除額は控除されない。

## 3. 公平な納税のための環境整備

### (1) 特定の基準所得金額の課税の特例の見直し

税負担の公平性の確保を図る観点から、2025(R7)年分の所得税から適用されている「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」について、次の見直しが行われる。

	現行	改正案
特別控除額	3 億 3,000 万円	1 億 6,500 万円
税率	22.5%	30%

（注）この改正は、2027(R9)年分以後の所得税に適用される。

## (2) ふるさと納税の見直し

個人住民税におけるふるさと納税の特例控除額について、次の見直しが行われる。

	現行	改正案
控除限度額	個人住民税所得割額の 20%	個人住民税所得割額の 20%と次の金額のいずれか低い金額 • 道府県民税 77 万 2,000 円（指定都市：38 万 6,000 円） • 市町村民税 115 万 8,000 円（指定都市：154 万 4,000 円）

(注) この改正は、2028(R10)年度分以後の個人住民税に適用される。

## 4. 防衛力強化に係る財源確保のための税制上の対応

防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）が課される。併せて、家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率が引き下げられる（防衛特別所得税（仮称）と復興特別所得税の合計は、従来の復興特別所得税の額と同じである）。また、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間が 10 年間延長される。

### (1) 防衛特別所得税（仮称）の創設

	改正案
納税義務者	所得税の納税義務者及び所得税の源泉徴収義務者
税額の計算	その年分の基準所得額に 1% の税率を乗じて計算した金額

(注) 課税期間は、2027(R9)年以後の当分の間とされる。

### (2) 復興特別所得税の税率の引下げ及び課税期間の延長

	現行	改正案
税率	2.1%	1.1%
課税期間	2037(R19)年まで	2047(R29)年まで

(注) この改正は、2027(R9)年分以後の所得税等に適用される。

## 5. 同族会社以外の法人（特定法人）が発行した社債の利子等への課税区分の見直し

### (1) 改正の背景

社債の利子等は原則、利子所得として分離課税であるが、同族会社から支払を受ける一定の利子等は 2013(H25)年度及び 2021(R3)年度税制改正により総合課税とされた。同族会社との間に第三者を介在させて支払いを受ける利子等についても、新たに総合課税の対象に追加される。

### (2) 見直しの内容

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合<sup>(\*)1</sup>における当該利子は、総合課税の対象とされる。また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とされる。

(\*)1 「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」とは、特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。

### (3) 適用関係

2026(R8)年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用される。なお、同日以前に発行済みの社債についても適用対象となることに留意されたい。

### (4) 留意点

「同族会社の役員等」や「特定法人」の範囲、「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」の具体的な判定基準については、大綱に明記されていないため、今後の動向を注視されたい。

### (5) 改正の経緯と想定されるパターン毎の社債利子の課税区分

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
イメージ図	<p>個人株主 X 同族会社 A 社債利子</p>	<p>個人株主 X (*1) 同族会社 B 同族会社 A 社債利子</p>	<p>役員等 X (*2) 同族会社 A 同族会社 B 特定法人 B 社債利子 支給関係はないが、同族会社による保証契約等がある</p>	<p>役員等 X (*2) 役員等 Y (*2) 同族会社 A (特定法人) 同族会社 B (特定法人) 債務保証等 社債利子</p>
2016(H28)年1月1日以後	総合課税	分離課税	分離課税	分離課税
2021(R3)年4月1日以後	総合課税	総合課税	分離課税	分離課税
現行	総合課税	総合課税	今回の改正点 分離課税	分離課税
改正案	総合課税	総合課税		総合課税

(\*1) 同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人（法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等）及びその親族等（事実上婚姻関係と同様の事情にある者など政令で定める者）が支払を受けるものをいう。

(\*2) 同族会社の役員等X(Y)が、実質的にその同族会社A(B)から支払を受けるものと認められる場合をいう。

## 資産課税

### 1. 貸付用不動産等の評価方法の見直し

#### (1) 改正の背景

2025(R7)年11月に国税庁から公表された「財産評価を巡る諸問題」で賃貸不動産の市場価格と通達評価額のかい離を利用した相続対策や小口化商品の贈与事例等に対する問題提議がされていた。これまでこうした事例に対して財産評価基本通達総則6項に基づく課税処分を行うこと等により個別に対応がされてきたが、納税者の予見可能性を確保し、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、その取引実態等を考慮し、評価方法そのものの見直しが行われる。

## (2) 見直しの内容

対象となる貸付用不動産		対象となる貸付用不動産の取得時期	評価方法
(イ)	被相続人等が対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産	課税時期前 5 年以内が対象	課税時期における通常の取引価額に相当する金額(*1)
(ロ)	不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産（いわゆる不動産小口化商品）	取得時期にかかわらず対象	課税時期における通常の取引価額に相当する金額(*2)

(\*1) 課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の 100 分の 80 に相当する金額によって評価することが可能となる。

(\*2) 課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参照して求めた金額によって評価することができることされる。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記(イ)に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）される。

## (3) 適用関係

2027(R9)年 1 月 1 日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用される。

ただし、上記(2)(イ)の改正については、当該改正が通達に定められる日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の 5 年前から所有しているものに限る）に新築をした家屋（同日において建築中のものを含む）には適用されない。

## (4) 留意点

取引相場のない株式の評価においては、財産評価基本通達 185 にて評価会社が課税時期前 3 年以内に取得等をした不動産について、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価するものとされている。この点、評価会社が貸付用不動産を取得等した場合の取扱いについては、大綱に明記されていないため、今後の動向を注視されたい。

## 2. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

### (1) 改正の背景

父母・祖父母等の直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（最大 1,500 万円の非課税）について、これまでの本措置利用の実態や格差固定化の懸念、その他教育費の無償化や負担軽減の進展、NISA の拡充等を踏まえ、見直しが行われる。

### (2) 見直しの内容

2026(R8)年 3 月 31 日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間は、延長されずに終了する。

ただし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できる。

## 3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限の見直し

### (1) 制度の概要

後継者が経営者から非上場株式等を贈与又は相続により取得した場合に、一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税が 100% 猶予される制度である。要件の一つとして、特例承継計画を策定し、都道府県に提出する必要がある。

### (2) 見直しの内容

特例承継計画の提出期限が 1 年 6 月延長され、2027(R9)年 9 月 30 日までとされる。



### (3) 留意点

特例承継計画の提出期限は1年6月延長されたが、当該納税猶予の特例制度自体の適用期限の延長は、今回も大綱に記載されておらず、2027(R9)年12月31日までの相続・贈与が対象であることから、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。

適用期限後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、2027(R9)年度税制改正において結論を得る旨が大綱に記載されているため、今後の動向を注視したい。

## 4. 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における個人事業承継計画の提出期限の見直し

### (1) 制度の概要

後継者が事業主から個人事業に係る資産を贈与又は相続により取得した場合に、一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税が100%猶予される制度である。要件の一つとして、個人事業承継計画を策定し、都道府県に提出する必要がある。

### (2) 見直しの内容

個人事業承継計画の提出期限が2年6月延長され、2028(R10)年9月30日までとされる。



### (3) 留意点

個人事業承継計画の提出期限は2年6月延長されたが、当該納税猶予制度自体の適用期限の延長は、今回も大綱に記載されておらず、2028(R10)年12月31日までの相続・贈与が対象であることから、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。適用期限後のあり方については、3(3)と同様。

## その他今後の検討課題

### 1. 第1の柱の「市場国への新たな課税権の配分等」（利益A）及び「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化」（利益B）

OECD/G20のBEPS包摂的枠組み第1の柱に関して、大綱には具体的な内容が記載されない一方、前文において、第1の柱の「市場国への新たな課税権の配分等」（利益A）及び「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化」（利益B）に関する昨年と同様の記載が残った。

利益Aに関しては、多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献し、今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討される。

また、利益Bについては、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しないとのスタンスが維持されている。

第1の柱に関しては、日本国内だけでなく、国際的な状況を引き続き注視する必要がある。



## 令和8年度税制改正トピックス

令和8年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

[www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

### お問い合わせ

#### デロイトトーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email [tax.cs@tohmatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しますが拘束されることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作行為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーフームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、シンガポール、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、香港、マカオ、中国、韓国、日本、オランダ、イギリス、フランス、ドイツ、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、南米、中東、アラブ首長国連邦、トルコ、トルコなど）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクラウド型で提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。

“Making an impact that matters”をベース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>